

労働者派遣法に基づく情報公開

労働者派遣法第23条第5項に基づき、前事業年度(2019年1月1日～2019年12月31日)の
マージン率を下記の通り公開いたします。

株式会社ティ・ティ・ワン
(許可番号:派13-307189)

1 派遣労働者の数	20人
2 派遣労働者の数	13社
3 派遣料金 / 8H平均	¥32,956
4 賃金 / 8H平均	¥20,116
5 マージン率	39.00%

※マージン率 = (派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金平均額) ÷ 派遣料金の平均額
※マージンには、派遣元事業者として会社が負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・
社会保険料が含まれています。

6 教育訓練に関する事項 年1回、個人情報保護・情報セキュリティに関する事項等を踏まえた研修、
各種事業外研修(技術教育・管理者教育)

7 その他参考と認められる事項 リフレッシュ休暇制度、資格取得手当制度、育児休業制度、介護休業制度等

8 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結していない

労使協定を締結している(協定書の有効期間終期 2021年3月31日)
・協定労働者の範囲
(職業安定業務統計の職種別平均求人賃金、大項目「B専門的・技術的職業」以下の
中項目「10情報処理・通信技術者」に従事する従業員)

株式会社ティ・ティ・ワン

〒103-0026

東京都中央区日本橋兜町19-8
八重洲KHビル

Tel:03(6264)9440
Fax:03(6264)9441

